

裁 決 書



審査請求人

審査請求人
代 理 人

処 分 庁 沖縄市福祉事務所長

審査請求人 [redacted] (以下「請求人」という。)が令和元年10月10日付けで提起した処分庁 沖縄市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。)による生活保護変更決定処分 (令和元年8月19日付け沖市保第29801号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

- 1 本件に係る法令等の規定について
審理員意見書に記載のとおり。

2 本件処分に、違法又は不当な点はないか

(1) 転居費申請の存在について

ア 請求人の意思確認について

本件処分に係る請求人と処分庁との調整は全て、請求人に代わり請求人と同居している友人（請求人代理人と同一人。以下「友人」という。）が行っており、平成31年1月17日以降、少なくとも令和2年7月22日現在に至るまで、処分庁は請求人との接触がない。

転居費の請求は書面で行われておらず、確認できるものは、請求人の転居先の住居（以下「住居B」という。）に関する見積書と友人の発言のみである。処分庁は請求人の支援を行っている友人を通して対応しているが、世帯認定されておらず、扶養義務者にもあたらない。

友人が請求人に代わり口頭申請を行ったとするには、請求人本人に申請意思があったことと、その申請を友人が代わりに伝えたことの2点の確認が必要だが、次の状況から、それらを満たしていると考えられる。

(7) 請求人は、反論書の1の(2)において、「令和元年6月7日から、審査請求人の意向、考えを聴取し、友人、代理人[]氏を介して、数十回、沖縄市福祉事務所に来所、電話しての話し合いです。」「任意退去の話し合いで、貸貸人[]氏が支払わない退去先の契約金を、福祉事務所に支給するよう相談、要請しました。」としている。

(4) 審査請求書により、請求人本人が転居費を求めていることが確認できる。

(9) 請求人は、友人を本件審査請求の代理人として委任していることから、本件審査請求の全般において、請求人と友人は共通認識であるとみなせる。

(10) 請求人の保護実施において、処分庁は友人を通して請求人と連絡を取る状況が形成され、実体として処分庁は友人を代弁者としてみなしていることが、弁明書添付書類別添1のケース記録票（以下「ケース記録票」という。）全般においてや、処分庁への質問に対する回答（3回目）の1の(5)にある「本件について、審査請求人は[]氏を通して本市に支給を求めています」の記述、本件審査請求において請求人本人の意思確認が争点・問題点に挙げられていないこと等から確認できる。

イ 口頭による申請は認められるか

友人は、電話で処分庁へ転居費用を要望していることから、これを申請と認められるか検討する。

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項、同項を準用する同条第1項、第3項及び第4項によれば、保護の変更には、申請書の提出が必要となる。

一方、生活保護手帳別冊問答集2019年度版（中央法規）問9-1では、「生活保護の開始申請は、必ず定められた方法により行わなくてはならないというような要式行為ではなく、非要式行為であると解すべきであるとされている。」とし、法第24条第1項で、申請書の提出について、「特別の事情があるときは、この限りでない。」と申請書提出の例外があるので、「申請は必ずしも書面により行わなければならないとするものではなく、

口頭による開始申請も認められる余地があるものといえる。」としている。この考えに基づけば、法第24条第9項の準用により、保護変更申請においても口頭申請を認める余地があると考えられる。

友人は、令和元年7月11日に「役所から転居費用は払うと欲しい」（ケース記録票9枚目）、同月12日に「転居先の敷金は役所が転居先の■■■■へ振込んで欲しい」（ケース記録票10枚目）と処分庁へ要望している。

同月12日に住居Bを契約した後も、同月18日に「役所が転居費用を支払うのに2週間がかかるというが早くして欲しい」（ケース記録票11枚目）、同月19日に「大家が一度「転居費用も払う」と言ったことで役所が払わないのではなく早急に対応して欲しい」（ケース記録票12枚目）と、督促しており、同年10月9日、友人は処分庁へ、「新しい転居先の費用が3ヶ月も膠着している事」について不満を述べている（ケース記録票30枚目）ことから、申請人が処分庁へ転居費を要求していることは、明らかである。

処分庁のほうも、これらの発言等に対応する形で、同年7月11日に「転居費用は条件を満たせば役所が払うが今回は大家が払うと聞いているので払わない。」（ケース記録票9枚目）、同年10月10日に「司法書士が転居費用について話し合いを持ちたいと聞いているので今は転居費用は出せない」（ケース記録票32枚目）と友人に伝えており、処分庁は申請人の転居費要求の意思を認識している。

転居費の場合、費用の内訳・根拠の確認が必要だが、処分庁では、通常、敷金等については初期費用の見積書等を提出させ、手続を進めるとしている。友人は、令和元年7月12日に住居Bの契約金内訳が分かる計算書（以下「計算書」という。）を処分庁へ提出し、同日、友人が契約金の支給を要求している。

友人が提出した計算書は、処分庁における通常の転居費申請の手続の提出物と同様であることから、令和元年7月12日の計算書提出と、それまでの口頭での転居費要求をもって、申請が行われたと考えるのが妥当である。

なお、住居Bの契約において敷金は必要とされておらず（弁明書添付書類別添6）、処分庁は、転居費を支給すると仮定した場合、対象経費として認められるのは、家賃、仲介手数料、火災保険、保証会社に係る費用としている。この場合、金額は116,370円となる。

(2) 却下処分の存在について

処分庁は、本件について申請・処分の段階にあるとは考えていないが、請求人の要求に対し、「転居費用は条件を満たせば役所が払うが今回は大家が払うと聞いているので払わない。」（ケース記録票9枚目）等、口頭で拒否しており、これらが却下処分となり得るか検討する。

法第24条第9項により準用する同条第3項、第4項及び第5項では、処分庁は、申請についての決定を、理由を付した書面をもって14日以内（特別な理由がある場合は30日以内）に請求人へ通知する必要があると規定しており、書面によらない処分庁の上記発言等は却下処分とは言えない。

請求人は令和元年8月19日付けの保護変更決定通知書をもって却下処分を知り得たとしているが、同通知書も、住宅費の額と支給方法の変更の通知であり、却下処分とは言えない。

一方、法第24条第9項により準用する同条第7項では、申請をしてから30

日以内に通知がないときは、申請人は申請が却下されたとみなすことができるとされている。令和元年7月12日の申請に対して処分を知り得たとする令和元年8月21日（審査請求書）時点では40日が経過しており、請求人は、この日をもって却下処分があったとみなしていることから、令和元年8月21日に、口頭申請に対するみなし却下処分（以下「本件処分」という。）があったと考えるのが妥当である。

(3) 保護の補足性について

…処分庁は法第4条第1項に定める保護の補足性をもって、転居費支給は認められないとしているが、処分庁には、請求人に家主との調整を強制する権限がないこと、家主の発言に拘束力がないこと、調整時期の目処が立たないこと、家主が転居実行後に転居費を支給するのなら、その際に別途収入認定の対応も可能なことを考慮すれば、住居Bの契約後、1ヶ月以上経過しても、通常支給することのできる転居費用を支給しないとした処分庁の対応は不当である。

(4) 転居の実体について

請求人が令和元年7月12日に住居Bを契約したことで、処分庁は請求人を転居したものとして扱い、住宅扶助の変更等を行っているが、下記ア乃至エにより、結果的に賃貸借している住居（以下「住居A」という。）から住居Bへの転居の実体はないといえ、実体のない転居の費用を支給できるのが課題となる。

ア 処分庁は令和元年7月以降、請求人は住居Bを契約していたが居住の実体は住居Aにあったと認識している。

イ 処分庁は友人より、請求人は荷物が多く転居ができず、住居Bには数回寝泊まりしただけだったと聴取している。

ウ 請求人は、住居Aの管理不動産会社に対して、令和元年8月15日に任意退去を断り、令和元年12月28日付けで退去できない旨を通知したとしている（反論書の1の(2)、同添付書類10）。

エ 請求人は令和2年1月22日、住居Bの契約を解約した（処分庁への質問に対する回答（2回目））。

(5) 実体のない転居に係る転居費の支給について

請求人は住居Bの賃貸借契約を行ったことは、計算書（契約金・必要書類）及び令和元年7月、8月分の家賃・地代証明書（弁明書添付書類別添6及び7）、処分庁が住居Bについて、請求人が住んでいるものとして代理納付を行っていること（弁明書添付書類別添2）からわかり、転居にかかる請求人の費用負担は実際に発生している。

また、請求人は「現実問題として、転居の前に転居先の契約金、引越し運搬費用がないと、荷物が多いため物理的にも引越しできない。」（反論書の1の(2)）と主張しており、転居が完了できなかったことは、運搬費用の手続も含めて転居費の対応ができる旨を教示しなかった処分庁に一因があったとも考えられる。

敷金精算書（反論書添付書類5）により、住居Bの契約が令和2年1月の途中まで継続していたことが確認できること、令和元年9月20日の保護記録で、近隣のゴルフレンジからのボールにより住居Bのドアが破損を受け、請求人は、住居Bの管理不動産業者にドアを交換してもらったこと、そのことでさらに転居したいとの希望があったことの記述（ケース記録票27枚目）が

あることを考慮すれば、結果的に転居の実体はなくなったとしても、上記(2)により本件処分があったと考えられる令和元年8月21日の時点においては、転居を予定し、転居準備をしていた状態であったと考えられる。

実際、保護決定調書(弁明書添付書類別添2)においても住宅扶助費は令和元年9月1日時点で変更となっている。

これらのことから、結果として転居の実体はなくなったとしても、友人が口頭で申請した時点で、転居費は実際に発生しており、少なくとも本件処分があったと考えられる令和元年8月21日時点においては、転居費の支給を認めることが適切であったと考えられる。

(6) 平成29年8月に家主が支給した転居費について

家主は、同居する友人を内縁の夫とみなして退去費用を支払っているが、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第1では、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。」としており、請求人が既に家主から、世帯として転居費を受給していることにならないか確認するため処分庁へ質問を行った。

処分庁によると、友人は請求人の介護のため同居しているが、友人の世帯認定は行っていない。家主から支払われた退去費用は、友人が費消し請求人が使用していないことから処分庁では請求人の収入としては認定していない。請求人が受け取ったことが確認できないことから、本審査請求における転居費に充てるべき収入と認定することは適当ではない。

(7) 転居費の支給対象範囲について

本件については、家主の都合を理由に転居の必要が発生したことから、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の第7の間30に該当し、転居費用を支給できる案件であると考えられる。

処分庁は、弁明書添付書類別添6の計算書の合計150,160円のうち、支給の認められない共益費(7月分日割)1,490円、共益費(8月分)2,300円、ペット保証料30,000円を除いた116,470円を支給可能な対象経費としている。内容を確認したところ、特に問題はなく、同額を転居費として支給することが適切であったと考えられる。

内容	金額	支給見込額	根拠
家賃(7月分日割り)	19,360円	19,360円	生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の4の(1)のウ
共益費(7月分日割り)	1,490円	0円	認められない。

家賃（8月分）	30,000円	30,000円	局長通知第7の4の(1)のウ
共益費（8月分日割り）	2,300円	0円	認められない。
ペット保証料	30,000円	0円	認められない。
仲介手数料	32,400円	32,400円	生活保護手帳2019年度版（332頁）問（第7の35）
火災保険	12,000円	12,000円	＃
保証会社	22,610円	22,610円	＃
合計	150,160円	116,370円	－

※ 証拠書類中、請求人の主張の中で要求している契約金を、「敷金」、「敷金等」と表現しているものがあるが、契約金に敷金は含まれていない。
 ※ 局長通知第7の4の(1)のオによる額は、平成27年4月14日付け社援発0414第9号で厚生労働省社会・援護局長から沖縄県知事宛てに通知があり、3級地（沖縄市）1人世帯で41,000円となっている。これにより、局長通知の第7の4の(1)のオにより定める敷金等として認定できる上限額は123,000円（＝41,000円×かヶ月）であり、支給見込額は、これを満たしている。

3. まとめ

- (1) 請求人は処分庁へ、令和元年7月12日に転居費用を求める口頭申請を行い、これに対し令和元年8月21日に本件処分が行われた。
- (2) 転居に伴う費用の負担を行うとする家主の発言は転居費用の支給を保留し続ける理由にはならない。通常支給されるはずの転居費用を、住居Bの契約が行われた後も支給しないとした本件処分は、処分時点において不当であった。

4. 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年10月1日

審査庁 沖縄県知事 玉城 康裕



(教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）として、裁決の取消しの訴えを提

起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。